

市民協働コーナー

地域マネージャー制度の取り組み状況!

地域マネージャー制度は、モデル校区で各行政区での話し合いが進められています。

これまでに地域で議題となった主なものは、『地域内の遊休船舶の体験観光等への活用方法』や『地域の方の労力提供による地域内の環境整備』、『朝市や道路沿いの活用』、『地場産品を活用した起業』などであり、今後、市民と地域マネージャーが話し合いを重ねながら、これらの実現を図っていきます。平成21年度からの市内全域でのスタートに伴い、今後、市内全校区において制度の説明会を開催いたします。日程等は区長さんを通じ調整させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

地域マネージャー制度Q & A

Q：地域マネージャーが、自分の所管する担当事務と違う分野での説明依頼を受けた場合、対応できるのでしょうか？

A：全ての分野で対応できるとは言いがたい面もあります。その場合、持ち帰り主管する担当課との協議により次回に説明します。なお、事前に依頼があれば担当者の会議への派遣も可能です。

かたらんね市長室への参加者募集について！



市長に提言をしたい。市長の考え方を聞きたい。些細なことでも構いません。対馬を想う様々なご意見を吸収し、振興や環境問題などあらゆる面の施策において、財産になればと「かたらんね市長室」を開催しています。受付は随時行っております。今後の予定は下記のとおりです。参加ご希望の方は、是非、お申し込み下さい。

開催予定日時	開催場所
2月26日(木)19時～	美津島地域活性化センター会議室
3月25日(水)19時～	対馬市役所4階市長室

対馬市コミュニティ・ビジネス振興事業補助金について(お知らせ)

対馬市では、今後、地域住民が主体となって地域が抱える課題の解決や地域資源を活用する起業(コミュニティ・ビジネス)について、事業の立ち上げを支援する事業を展開しています。平成21年4月以降に事業の受付を行う予定であり、事業内容や補助内容等の相談は随時受け付けていますので、お気軽に下記担当までご連絡下さい。

なお、事業の内容は対馬市ホームページにも掲載しておりますのでご参照ください。
対馬市HP：<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/index.php>



コミュニティ・ビジネスとは？

聞きなれない言葉ですが、「こんなサービスがあったらいいのに・・・」という地元の声を、そこに住む皆さん自身がビジネスチャンスとしてとらえ、アイデアや労力を持ち寄って、地域に密着した継続的なサービスとして提供する取り組みの事です。

お問い合わせ窓口

対馬市 地域再生推進本部 協働のまちづくり推進グループ(多田、一宮、西川)

: 0920-53-6111 FAX: 0920-53-6122

E-Mail: tiikisaisei@city-tsushima.jp

健康コーナー

自分流 楽しく続ける 健康づくり ~考えよう「たばこ」の健康被害!

生活習慣病の予防には、栄養のバランスを考えた食事をする、運動を取り入れる、上手なストレス解消法を身につけるなど、毎日の生活の中で自分にできることを取り入れることが大切です。

吸うのが習慣になると、なかなかやめるのが難しいといわれる「たばこ」について考えてみましょう。

なぜ健康によくないのでしょうか？

体内にある肺は、吸い込んだ空気の中から、からだに必要な酸素をとり込む働きをしています。もし、たばこを吸ってしまうと、肺が汚れ、酸素をうまくとり込めず、呼吸が苦しくなるほか、健康への影響も生じてきます。



健康へ及ぼす影響とは？

たばこの煙には、ニコチン、タール、一酸化炭素など多くの有害物質が含まれています。そのため、肺がん、喉頭がん、食道がんなど多くのがんや、虚血性心疾患、脳血管障害、歯周病などの疾患が発症する危険性が高くなります。また、低体重児が生まれてくる率も高くなります。

含まれるおもな有害物質

ニコチン

たばこがやめられなくなる原因になっているほか、体内の血管を細くし、心臓に負担をかけたりします。

一酸化炭素

血液中で、酸素が運ばれるのを邪魔し、息切れ、スタミナ不足をおこしたりします。



タール

がんの原因になる発がん性物質のかたまりです。肺をどす黒くさせ、その働きを低下させたりします。

「たばこ」を吸うのが習慣になると、なかなかやめるのが難しいのはどうして？

たばこを吸うことが習慣になってしまうと、いざやめようとしても、イライラし、集中力がなくなり、吸わずにいられなくなるからです。（「ニコチン依存」といいます。）

「低ニコチン、低タールのたばこだから...少しはいいのでは」と考えていませんか？

ニコチン依存度が高い喫煙者のなかには、体内に一定のニコチン量が入らないと満足できない人もいます。低ニコチンのたばこでは、煙を吸い込む回数が増えたり、吸い込み方が深くなったり、さらに本数までも増えていき、結果的に害になると考えられます。

お問い合わせ先 対馬地域・職域連携推進協議会
事務局：対馬保健所 地域保健課 0920-52-0166

* 対馬地域・職域連携推進協議会では、地域と職場における保健活動の連携により、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供や、健康管理体制を構築できるよう、事業の推進を図るため協議を行っています。

後期高齢者医療の保険料は2月が最終の納期です

後期高齢者医療の保険料を納付書で納付の皆様、納付はお済みでしょうか？

保険料を滞納されますと短期証や資格証明書となり、被保険者証の交付が制限されることがあります。保険料はお早めに納入ください。

問い合わせ先 長寿支援課 0920 58 1117

造林補助金を活用して山の手入れをしよう **農林振興課** コーナー

造林補助金とは

森林は、木材生産のほか国土の保全、水資源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成等の国民生活に不可欠な公益的機能を持っています。

国・県では、森林が健全に育成・整備され、公益的機能が高度に発揮されることを目的として、森林の育成・整備に関する作業に補助金を交付しています。



補助の対象となる作業と林齢

作業名	林齢	作業内容
人工造林		伐採跡地などへの植栽
防鹿ネット		人工造林を行ったときに設置
下刈	1～10	人工林で行う雑草木の除去。7～10年生の間では1回だけ
枝打ち	11～30	枝葉の除去。高さ約2mまで
除伐	11～35	下刈り後、最初に行う不用木、不良木の除去
保育間伐	11～35	除伐後、35年生までの切り捨て間伐
団地間伐(搬出)	26～45	材の搬出を伴う利用間伐
抜き伐り(切り捨て)	31～60	高齢級の切り捨て間伐
抜き伐り(搬出)	31～60	高齢級の利用間伐
枝条巻き付け		シカ角擦り被害防止のための枝条巻き付け
天然林改良		しいたけ原木林などの造成(天然林の除伐ではありません)
作業道		間伐等の実施、間伐材の搬出に必要な作業道の作設

各事業には採択条件があります。詳しくは対馬市役所、各地域活性化センター、対馬地方局林業課、森林組合へお問い合わせください。

平成21年度「ながさき県民参加の森林(もり)づくり事業」の公募受付について

公募期間: 2月16日(月)～3月31日(火)1次募集



【対象となる活動】

森林保全に関する県民意識の啓発

森林・林業に関する研修会、植樹や森林整備に関する活動、リーダー研修など
インターネットによる情報発信、森林セラピー、森林の見学会、新たな森林づくりの普及・啓発など

安全・安心の向上を目指す森林整備

特徴的な樹木の保全、里山林の整備、地域植樹祭など

海の活力向上を目指す森林整備

海を育む森林の保全活動、漁民の森活動など

次世代健全育成のための森林づくり

緑の少年団の育成・活動支援、森林体験活動支援、学校林整備など
森林環境学習と併せて実施される木製品の導入など

自立的な森林管理の支援

林業研究グループなどの地域活動支援、環境に配慮した森林経営への支援など
バイオマス等多様な森林づくりのための試験研究など

【補助額】 20万円以上、200万円以内

【問い合わせ先】 農林振興課 0920 53 6111 対馬地方局 林業課 0920 52 0318
2次募集は5～6月にかけて行なわれます。

年金コーナー

国民年金保険料がクレジットカードで納付できます。

国民年金保険料を納めやすくするために、平成20年3月分よりクレジットカードによる納付が行えるようになりました。希望の場合は、国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書を社会保険事務所へ提出して下さい。

納付できる保険料は「定額保険料」及び「付加保険料込みの定額保険料」です。過去の未払い分及び保険料の一部を免除されている場合は利用できません。また、クレジットカードでの毎月払い(毎月の保険料を当月末に立替)には割引はありません。

一年前納及び半年前納の割引額は、現金で納付する場合と同様です。

なお、カード会社へのお支払回数は一回払いのみとなりますのでご注意ください。詳しくは、お近くの社会保険事務所へおたずねください。

詐欺に注意を!

「ねんきん特別便」のお届けについて、電話でコンビニエンスストアなどのATM(現金自動預け払い機)の操作

をお願いすることはありません。

社会保険事務所の職員を名乗り、年金保険料を重複して納めていたため還付することになった「還付するのでATMコーナーに行つてフリーダイヤルに電話するように」等の連絡・指示があり、相手の指定する口座に振り込んでしまった事例が報告されています。不審な電話があった場合は、ATMの操作を行つたり、個人情報をお教えたりすることはせず、お近くの社会保険事務所等へお問い合わせください。

長崎社会保険事務局運営課

095 832 6254

社会保険事務局の出張相談

日時 3月11日(水)
午前 11時から午後6時まで
場所 対馬市役所別館第1会議室
日時 3月12日(木)
午前 10時から午後3時まで
場所 美津島地域活性化センター別館会議室

母子家庭

支援制度のお知らせ

対馬市では母子家庭のお母さんを支援しています。

《資格取得の助成》

自立支援教育訓練給付金
雇用保険の加入期間が1年未満でホームヘルパーなど教育訓練講座を受講する方に、受講費用の一部を助成します。

【支援額】 受講費用の20%
(上限10万円、下限4千円)

高等技能訓練促進費

就職に有利な看護師・保育士・理学療法士などの資格取得を目指し2年以上就学する場合に、一定期間生活費の一部を助成します。

《福祉資金貸付》

就職支度資金

就職の際に必要な被服、履物などや通勤用自動車の購入費など

【限度額】 一括10万円
(自動車購入は32万円)

【償還期間】 貸付終了1年後～6年

以内

修学資金

子の修学に際しての授業料など(義務教育期間は不可)

【限度額】 学校により異なる
【償還期間】 貸付期間の4倍以内

就学支度資金

子の入学に際しての必要な物の購入費及び入寮費など

【限度額】 学校により異なる
【償還期間】 5年以内

修業資金

子の自動車運転免許等(高校3年生対象)を習得するのに必要な授業料など

【限度額】 46万円
【償還期間】 6年以内

他にも、母子・寡婦家庭に対する支援制度・貸付があります。

この制度を利用するためには、必ず事前相談・事前申請手続きが必要になりますので、詳しくは福祉事務所福祉課にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

対馬市福祉事務所福祉課
0920 58 2294